

**栗東市子ども・子育て支援事業計画における
教育・保育提供区域の設定
及び
「量の見込み」について**

平成26年2月25日

栗 東 市

1. 教育・保育提供区域とは

- 市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における現在の利用状況や今後の利用希望等に基づく「量の見込み」（事業の必要量）及び「確保の方策」（確保する事業の内容やその実施時期）を設定する単位として、**教育・保育提供区域**を設定しなければならないとされています。（**市町村ごとの裁量で設定し**、子ども・子育て支援事業計画に記載します。）
- 子ども・子育て支援法及び国の基本指針（案）には、教育・保育区域の設定にあたって、次の考え方が示されています。

- ☆ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を**総合的に勘案して定める**
- ☆ 小学校区単位、中学校区単位など、**地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める**
- ☆ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえる
- ☆ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- ☆ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、**実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することができる**

2. 教育・保育提供区域の設定にあたっての前提

- 本市の子ども・子育て支援事業ニーズ調査票については、対象者が居住する地区について、小学校区単位の設問として実施したことから、教育・保育の提供区域の設定にあたっては、**最も小さな単位を小学校区とし、範囲を広げる場合は、小学校区を組み合わせること（例えば、中学校区・全市など）により区域を設定することとします。**
- 教育・保育の提供区域は、子ども・子育て支援事業計画において、認定区分ごとに需要と供給を設定し、供給が不足する場合は施設整備等により確保する、または、供給過剰な場合は需給調整を行うなどの判断を行うための範囲として設定します。 **※ 利用者が居住する区域内の施設・事業のみに、利用（選択）が制限されるものではありません。**

3. 教育・保育提供区域の設定にあたってのメリット・デメリット

- 教育・保育提供区域の設定を「狭くする場合」及び「広くする場合」において、次のようなことが考えられます。

【狭くする場合】

◎メリット

- ☆ 利用者の自宅近くに施設・事業があり、容易に移動できることが可能など利便性が高い
- ☆ 狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される

●デメリット

- ☆ 区域内で発生した供給不足に対しては、たとえ隣接区域に供給に余裕があっても、当該区域内において供給を整備する必要があり、結果として多数の事業・施設を整備しなければならないなど、非効率的となりやすい
- ☆ 子どもの数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内だけでは対応できない場合がある

【広くする場合】

◎メリット

- ☆ 区域が大きいほど区域外の利用者は少なくなり、区域内の量の見込みが推計しやすい
例えば、勤務地などの都合により、居住地区以外の施設・事業などを利用するニーズに対する需給を区域内で見込める
- ☆ 区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる

●デメリット

- ☆ 区域が広くなることにより、基本指針（案）に定められた「居宅より容易に移動することが可能な区域」とはならず、利用者にとって、居宅近くに施設・事業がないなど、利便性に欠けることが発生する場合がある
- ☆ 区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある

※ これらを踏まえ、本市の教育・保育提供区域は、**小学校区、中学校区、全市**などが想定されます。

4. 教育・保育提供区域の設定にあたっての視点

- 本市の地理的な状況などを踏まえたうえで区域を設定するべきでは…
- 現状の利用実態などを踏まえ、利用者にも事業者にもわかりやすい区域を設定するべきでは…
- 多様な市民のニーズに柔軟に対応できるような区域を設定するべきでは…
- 既存の施設・事業の有効な活用が図れる区域を設定するべきでは…
- 需要と供給のバランスをとることができる区域を設定するべきでは…

(参考)

栗東市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の区域設定の検討にかかる基礎資料																
中学校区	小学校区	面積比 (%)	0歳～2歳人口	3歳～5歳人口	0歳～5歳人口 (就学前児童)	6歳～11歳人口 (小学校児童)	保育園数	保育園定員	幼稚園数	幼稚園定員	一時預かり	預かり保育	学童保育所	地域子育て支援拠点施設	児童館	
栗東中	金勝	55.1	290	296	586	538	2	185	1	175	0	1	1	1	1	
	治田	5.2	378	311	689	566	1	150	1	210	0	1	1	0	1	
	治田東	6.2	229	251	480	530	1	110	1	210	0	1	1	0	1	
	小計	66.5	897	858	1,755	1,634	4	445	3	595	0	3	3	1	3	
葉山中	葉山	8.6	291	248	539	491	1	110	1	210	0	1	1	0	1	
	葉山東	12.8	226	234	460	412	1	110	1	175	0	1	1	0	1	
	小計	21.4	517	482	999	903	2	220	2	385	0	2	2	0	2	
栗東西中	治田西	3.9	349	320	669	704	2	290	1	315	0	1	1	1	1	
	大宝	2.8	334	372	706	670	2	200	1	385	2	1	2	0	1	
	大宝東	2.7	247	253	500	697	3	360	1	315	1	1	2	1	1	
	大宝西	2.6	258	246	504	469	1	80	1	210	0	1	1	0	1	
	小計	12.0	1,188	1,191	2,379	2,540	8	930	4	1,225	3	4	6	2	4	
合計		100.0	2,602	2,531	5,133	5,077	14	1,595	9	2,205	3	9	11	3	9	

注) 人口については、平成25年3月31日現在

5. 「量の見込み」について

- 本市の子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、国の基本指針（案）等に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握するために実施したニーズ調査の結果を踏まえ、「量の見込み」を定める必要があります。

「量の見込み」は、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込み量を定めることなどが必要です。

① 幼児期の教育・保育

○ 量の見込み

☆ 教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

☆ 認定の区分に加えて、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定します。

⇒ (1号認定) 3－5歳：幼児期の教育のみ
(2号認定) 3－5歳：保育の必要性あり
(3号認定) 0－2歳：保育の必要性あり

※保育の必要性のある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は
分けません。

○ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

☆ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間中の年度ごとの教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の内容（確保方策）を定め、必要な施設・事業を整備します。

⇒ (教育・保育施設) 幼稚園、保育園、幼児園など
(地域型保育事業) 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

☆ 国の「待機児童解消加速化プラン」により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指します。

- 「量の見込み」は平成26年4月中旬、「確保方策」は中間的にとりまとめた上で平成26年9月末までにそれぞれ県に報告する必要があります。

○ 計画のイメージ（教育・保育の提供区域ごとに計画を記載します）

		1年目			2年目			5年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	幼稚園、保育園、幼児園 （教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

② 地域子ども・子育て支援事業

○ 量の見込み

☆ 教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」をそれぞれの事業ごとに定めます。量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業は、次のとおりです。（全国共通）

- * 延長保育事業 * 学童保育事業 * 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）
- * 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） * 一時預かり事業（一時的な保育・幼稚園の預かり保育）
- * 病後児保育事業 * ファミリー・サポート・センター事業 * 利用者支援事業

○ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

☆ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間中の年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の確保の内容（確保方策）を定め、必要な施設・事業を整備します。

○ 計画のイメージ

（教育・保育の提供区域ごとに、
それぞれの事業について計画を記載します）

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	5年目
①量の見込み	3,000人(3か所)	3,000人(3か所)	3,000人(3か所)
②確保の内容	3,000人(3か所)	3,000人(3か所)	3,000人(3か所)
②-①	0	0	0